

欧州における知的財産分野の生成 AI 活用：戦略、規制、および将来展望に関する包括的分析レポート

Gemini

要約 (Executive Summary)

本レポートは、欧州企業における知的財産（IP）分野での生成 AI（Generative AI）の活用状況について、多角的な視点から詳細な分析を提供するものである。欧州の知財実務は、生成 AI の登場により、効率化と高度化という大きな変革の機会を迎えている。先行技術調査の迅速化、特許明細書ドラフト作成の支援、商標クリアランス、契約書分析など、IP ライフサイクルのあらゆる段階で具体的なユースケースが生まれつつある。Siemens、Bosch、Novartis といった先進企業は、AI を知財管理の効率化ツールとしてだけでなく、製品開発や創薬といった事業競争力に直結する分野での知財創出エンジンとして活用しており、その戦略は二つの側面から進んでいる。

一方で、この技術革新は、法規制、データセキュリティ、倫理的課題という三つの大きなハードルに直面している。特に、発明内容などの機密情報を扱う知財分野において、クラウドベースの汎用 AI ツールがもたらす情報漏洩リスクは最大の懸念事項である。この課題に対応するため、欧州では DeepIP に代表されるような、セキュリティとコンプライアンスを重視した IP 特化型の AI スタートアップが台頭し、独自の技術エコシステムを形成している。

規制環境に目を向けると、欧州と米国の間には顕著なアプローチの違いが見られる。欧州は、欧州特許庁（EPO）の一貫した人間中心主義的な審査基準や、透明性義務を課す「EU AI 法」に代表されるように、包括的な事前規制を通じてイノベーションと権利保護のバランスを図る「規制主導」のアプローチを採用している。これにより、企業にとっては法的予見可能性が高まる一方、厳格なコンプライアンスが求められる。対照的に、米国は「判例主導」のアプローチを取り、AI 生成物の著作権性や学習データのフェアユース（公正な利用）といった核心的な論点が、訴訟を通じて形成されつつある。この法的な不確実性は、グローバルに事業を展開する企業にとって、地域ごとに異なるリスク評価と戦略の策定を不可避のものとしている。

将来的に、AI は単なるアシスタントから、人間の専門家と協働する「ハイブリッドモデル」の不可欠なパートナーへと進化し、AI 学習データに関するライセンス市場はさらに拡大・複雑化することが予測される。本レポートは、これらの動向を踏まえ、企業が生成 AI のメリットを最大化し、リスクを管理するために取るべき戦略的指針を提示する。具体的には、厳格な AI ガバナンスの確立、コンプライアンス体制の構築といった「守りの戦略」と、AI を新たな発明創出の源泉と捉える「攻めの戦略」の両輪が、今後の国際競争を勝ち抜く上で不可欠であることを結論付ける。

第 1 章：欧州企業における知財分野での生成 AI 活用：全体像とユースケース

1.1 知財業務のパラダイムシフト：生成 AI がもたらす変革

長年にわたり、知的財産（IP）業務は、弁理士や弁護士、専門調査員といった高度な専門知識を持つ人材による、膨大な手作業と緻密な分析に依存してきた。先行技術の探索から、特許明細書の作成、権利範囲の解釈、契約書のレビューに至るまで、そのプロセスは労働集約的であり、多大な時間とコストを要するものであった。

生成 AI の登場は、この伝統的なパラダイムに根本的な変革をもたらす可能性を秘めている。ChatGPT に代表される大規模言語モデル（LLM）は、自然言語を理解し、膨大なテキストデータを処理・生成する能力を持つ¹。この技術を知財業務に応用することで、従来は数週間から数ヶ月を要したタスクを数時間、あるいは数分で完了させることが可能になり、業務プロセスに「スケール」と「スピード」という新たな次元をもたらす²。

しかし、生成 AI がもたらす価値は、単なる既存業務の自動化や高速化に留まらない。AI は、研究開発の初期段階におけるアイデア創出の支援から、競合他社の IP ポートフォリオ分析に基づく戦略策定、さらには権利行使段階での証拠収集まで、IP ライフサイクル全体を網羅的に支援・強化する「協働パートナー」としての役割を担い始めている³。人間の専門家が AI の分析結果や生成物を活用し、より高度で戦略的な判断に集中することで、知財業務全体の質と価値を高める新しい協働モデルが生まれつつある。

1.2 具体的な活用事例分析

欧州企業および法律事務所における生成 AI の活用は、まだ初期段階にあるものの、IP 業務の様々な領域で具体的なユースケースが試みられている。

- **先行技術調査・無効資料調査:** 特許出願前の新規性・進歩性の判断や、他社特許を無効化するための資料調査は、知財業務の中核をなす。従来はキーワード検索を駆使してデータベースを探索していたが、LLM を活用することで、発明の概要を自然言語で入力するだけで、関連性の高い特許文献や学術論文を迅速に特定し、その内容を要約させることが可能になる²。これにより、調査担当者は膨大な文献の読解に費やす時間を大幅に削減し、より深い内容の分析に集中できるようになる。調査の網羅性が向上し、見落としリスクが低減することも期待される。
- **特許明細書のドラフト作成:** 発明の内容を正確かつ網羅的に記述する特許明細書の作成は、高度な専門性と時間を要する作業である。生成 AI は、発明者が記述した技術的な説明文や実験データから、特許請求の範囲（クレーム）の草案や、発明を実施するための形態（実施例）の初稿を自動で生成することができる²。弁理士や企業の知財担当者は、この AI が生成したドラフトを基に、法的な要件を満たすよう修正・追記・洗練させることで、作成プロセス全体を大幅に効率化できる。ただし、生成された内容の技術的な正確性、新規性や進歩性を際立たせるための表現、権利範囲の適切性については、依然として人間の専門家による厳格なレビューが不可欠である。
- **商標クリアランス調査:** 新しいブランド名やロゴを導入する際、既存の登録商標と抵触しないかを確認するクリアランス調査は必須である。生成 AI は、提案された文字列やデザインと類似する既存の商標を、各国の商標データベースだけでなく、ウェブサイト、ソーシャルメディア、e コマースサイトといった広範なデータソースから高速で検索・抽出することができる⁶。特に画像生成 AI の技術を応用すれば、ロゴマークの視覚的な類似性を多角的に判断する支援ツールとしての活用も期待される。
- **契約書分析:** ライセンス契約、共同開発契約、秘密保持契約など、知財関連の契約書は複雑で専門的な内容を含む。生成 AI は、これらの法的文書を瞬時に分析し、リスクの高い条項、一方的に不利な条件、業界標準から逸脱した記述などを自動でハイライトすることができる⁷。これにより、法務担当者は契約レビューの時間を短縮し、交渉戦略の立案やデューデリジェンスの迅速化に貢献する。
- **IP ポートフォリオ管理と戦略策定:** 企業が保有する多数の特許や商標を管理し、その価値を最大化することは経営上の重要課題である。生成 AI は、自社および競合他社の膨大な特許ポートフォリオデータを分析し、技術分野ごとの強み・弱み、注目すべき技術トレンド、未開拓の技術領域（ホワイトスペース）、ライセンス供与やクロスライセンスの機会などを可視化する⁹。これにより、経営層や知財責任者は、データに基づいた客観的で高度な知財戦略を策定することが可能になる。

現在の主なユースケースは、既存の知財業務をいかに「効率化」し「高速化」するか主眼が

置かれている。しかし、この技術がもたらす真の変革は、その先にある。それは、AI が人間だけでは気付かなかった異なる技術分野間の新たな関連性や、異分野技術の融合によるイノベーションの可能性を提示する「創造支援」のフェーズである。

この変革の兆候はすでに見られる。例えば、WIPO（世界知的所有権機関）のレポートは、生成AI 関連の特許出願が、テキストや画像といった領域だけでなく、分子構造、遺伝子、タンパク質といった科学的発見の領域にまで及んでいることを示している¹⁰。これは、AI が単なる情報処理ツールではなく、科学的な探求そのものに用いられている証拠である。製薬大手のNovartis が、創薬プロセスにおいて「Generative Chemistry」と呼ばれる手法を用い、AI に新たな分子構造を提案させている事例は、この流れを象徴している¹¹。これらの事実を結びつけると、現在主流である「アシスタント」としてのAI の役割は、将来的には新たな発明や創作を生み出す「共創者」へと進化していく可能性が高い。

したがって、企業が取るべき戦略は、単に既存業務の効率化ツールとしてAI を導入することに留まらない。研究開発（R&D）部門と知財部門が密接に連携し、AI を活用して新たな発明のシーズを発掘し、それを強力な知的財産として保護していくという、より能動的で未来志向のプロセスを構築することが不可欠となる。

表 1: 知財業務における生成 AI の主要ユースケースと具体例

IP 領域	ユースケース	生成 AI の機能	期待されるメリット	主要なリスク/課題
特許	先行技術調査	自然言語による検索、文献の要約、関連性のスコアリング	調査時間の大幅短縮、網羅性の向上、調査コストの削減	ハルシネーション（存在しない文献の引用）、重要文献の見落とし
	明細書ドラフト作成	技術文書からのクレーム・実施例の自動生成、定型表現の挿入	ドラフティング時間の短縮、品質の均一化、ヒューマンエラーの削減	権利範囲の不適切な設定、技術内容の不正確な表現、新規性の欠如

	オフィスアクション応答案作成	拒絶理由の分析、反論・補正案の生成、判例・審査基準の参照	応答作成の迅速化、弁理士の作業負荷軽減	法的・技術的論点の誤解、戦略的でない応答の生成
商標	クリアランス調査	類否判断、多言語・多市場での類似商標検索、ロゴの画像認識	調査範囲の拡大、調査の迅速化、人的判断の補助	文化的ニュアンスの無視、判断基準の不透明性
	使用状況モニタリング	ウェブ・SNS上での不正使用・模倣品の検出	ブランド保護の強化、権利行使の迅速化	誤検知（False Positive）、証拠能力の確保
著作権・契約	契約書レビュー	リスク条項の特定、不利な条件のハイライト、条項の要約	レビュー時間の短縮、リスク管理の強化、交渉準備の効率化	法的解釈の誤り、ビジネスコンテキストの無視
	ライセンス契約ドラフト作成	標準的なライセンス条項の生成、条件交渉のシミュレーション	契約作成の迅速化、交渉ポジションの強化	複雑な条件設定への対応限界、法的アドバイスの代替不可
IP 戦略	ポートフォリオ分析	競合他社の特許マッピング、技術トレンドの可視化、ホワイトスペース分析	データドリブンな戦略策定、M&A・提携機会の特定	分析の前提となるデータの品質、解釈の妥当性、因果関係の誤認

第2章：主要欧州企業による生成 AI 導入事例

欧州の主要企業は、生成 AI を知的財産分野に導入する動きを加速させているが、そのアプローチは企業や業界の特性によって異なる。特に機密性の高い情報を扱うため、具体的な導入事例の公開は限定的であるが、公表されている情報からは、各社の戦略的な意図を読み取ることができる。

2.1 産業界のパイオニア：Siemens と Bosch

ドイツを代表する製造業大手である Siemens と Bosch は、欧州における AI 技術開発と知財戦略の最前線を走っている。

- **Siemens:** Siemens は、欧州における AI 関連特許の出願件数でトップクラスを誇り、生成 AI を単なる業務効率化ツールとしてではなく、産業の根幹であるエンジニアリングプロセスそのものを変革する基盤技術と位置づけている⁴。同社が提唱する「Industrial Foundation Models (IFMs)」は、設計図、シミュレーションデータ、製造プロセスといった産業特有の複雑なデータを理解し、エンジニアの設計・開発作業を支援するものである。Siemens が取得している特許には、医療画像のノイズを除去する AI や、製品テストのためのデータを AI が生成する技術などが含まれており、AI を活用して生み出した新たな技術を知的財産として保護し、事業の競争優位性を確立する戦略が明確に見て取れる¹³。これは、知財創出と事業活動が不可分に連携していることを示している。
- **Bosch:** Bosch もまた、AI 技術への投資に積極的であり、過去 5 年間で 1500 件以上もの AI 関連特許を出願している¹⁵。同社のアプローチは、AI を製品の付加価値を高めるためのコア技術と捉え、その成果を知的財産として積極的に保護する点に特徴がある。例えば、自動運転システムに搭載されるカメラは、AI を用いて物体や人物を高い精度で認識する¹⁶。さらに、Bosch は製品開発だけでなく、開発プロセス自体の効率化にも生成 AI を活用している。具体的には、自動運転機能を検証するためのテスト走行において、生成 AI を用いて雪道のような特定の走行環境データを人工的に生成し、トレーニングを加速させる取り組みを行っている¹⁶。

Siemens と Bosch の事例から浮かび上がるのは、欧州の先進的な製造業が AI を二つの側面で活用しているという事実である。一つは、AI を製品やサービスに直接組み込むことで新たな価値を創造し、それを特許で保護するという「事業競争力に直結する知財創出」。もう一つは、AI を用いて開発や製造のプロセスを効率化し、市場投入までの時間を短縮するという「開発プ

ロセスの効率化」である。これは、AI を知財管理のコスト削減ツールとして捉えるだけでなく、知財創出そのもののエンジンとして活用する、攻守両面のアプローチである。この両輪戦略は、AI への投資対効果（ROI）を最大化するためのモデルケースと言える。したがって、これから AI 導入を検討する企業は、知財管理部門のコスト削減という守りの視点だけでなく、R&D 部門と連携し、AI を活用してどのように競争優位性のある特許を生み出すかという攻めの視点を持つことが極めて重要となる。

2.2 製薬業界の革新：Novartis

規制が厳しく、研究開発に莫大なコストと時間を要する製薬業界においても、生成 AI は革新の起爆剤として期待されている。スイスに本拠を置く大手製薬企業 **Novartis** は、その先進的な取り組みで注目されている。

Novartis は、AI を創薬プロセスの初期段階である「**Generative Chemistry**（生成的化学）」に応用し、特定の標的に対して有効な新しい分子構造のアイデアを AI に生成させている¹¹。また、臨床試験のプロトコル設計を最適化したり、論文や臨床記録といった非構造化データを解析して新たな知見を得たりするためにも AI を活用している¹⁷。

同社の戦略で特に注目すべきは、オープンイノベーションへの積極的な姿勢である。自社での AI 開発に留まらず、最先端の AI 技術を持つスタートアップ、**Generate:Biomedicines** との大規模な提携を発表した¹²。これは、外部の専門知識を積極的に取り入れ、創薬プロセスを加速させようとする戦略的な動きである。

さらに、**Novartis** は技術の導入と並行して、倫理的な課題にも真摯に取り組んでいる。同社は AI の責任ある利用を徹底するため、独自の倫理規定やリスク管理フレームワークを策定・公開しており、AI システムの開発・導入・利用の各段階で、バイアスの排除、透明性の確保、人権の尊重などを徹底する方針を示している¹⁸。この取り組みは、規制が厳格なヘルスケア業界において、AI を安全かつ倫理的に導入するための重要なモデルケースとなるだろう。

2.3 公開事例の現状と課題

Siemens、**Bosch**、**Novartis** のような先進企業の事例は存在するものの、欧州企業全体で見ると、知財のような機密性の高い部門での具体的な AI 活用事例の公開は依然として限定的である。この背景には、クラウドベースの生成 AI ツールを利用する際の、機密情報漏洩リスクに対

する根強い懸念がある⁶。発明の内容や出願戦略といった企業の生命線とも言える情報が外部に流出する可能性は、多くの企業にとって導入を躊躇させる最大の障壁となっている。

Deloitte が実施した調査によると、欧州企業のリーダーは、米州やアジア太平洋地域の同業者に比べて生成 AI の導入に慎重な傾向があり、自社組織が AI によって大きく変革されるまでには 3 年以上かかると予測する割合が高い¹⁹。この慎重な姿勢は、前述の情報漏洩リスクに加え、GDPR（一般データ保護規則）をはじめとする欧州の複雑な規制環境や、AI 投資の価値を経営層に明確に示すことの難しさを反映している可能性がある。

第 3 章：欧州の知財特化型生成 AI テクノロジー企業

欧州では、汎用的な大規模言語モデルとは一線を画し、知的財産分野の特有のニーズに応えるテクノロジー企業やスタートアップが独自の生態系を形成しつつある。これらの企業は、欧州市場の特性を深く理解し、それに最適化されたソリューションを提供することで存在感を示している。

3.1 新興企業の台頭と欧州 AI エコシステム

EIT Digital と AiNed の共同レポートによれば、欧州連合（EU）内には約 670 社の生成 AI スタートアップが存在し、これは AI スタートアップ全体の約 10.6%を占める¹。米国や中国と比較すると、欧州の生成 AI スタートアップへの資金流入はまだ限定的であるが、ドイツ（19.9%）、フランス（17.5%）、オランダ（10.9%）、スウェーデン（8.2%）などを中心に、活発なエコシステムが形成されつつある¹。

欧州の AI エコシステムが持つ独自の強みは、世界トップクラスの大学や研究機関が輩出する優秀な人材プールに加え、GDPR のような厳格なデータ保護規制を背景とした「信頼性」への強い要求にある³。多くの欧州企業は、データが域外のサーバーに転送されるリスクを懸念し、EU の規制に準拠したローカルベンダーを好む傾向がある。この市場環境が、欧州独自の IP テック企業の成長を促している。

3.2 主要ツールとサービスプロバイダーの分析

欧州の IP テック市場では、特にセキュリティ、コンプライアンス、専門性を重視したサービスが注目されている。

- **DeepIP（欧州拠点）**：米国の著名なベンチャーキャピタル **Headline** 社が選ぶ「AI Europe 100」にも名を連ねる、リーガルテック分野の有望なスタートアップである³。DeepIP は、AI を特許専門家の仕事を奪うものではなく、その能力を増幅させる「フォースマルチプライヤー（力の増幅器）」と明確に位置づけている。提供するサービスは、特許性評価、特許図面の自動生成、明細書ドラフティング支援、AI によるレビュー、出願手続きの管理支援など、特許実務のライフサイクル全体を包括的にカバーしている³。単なるテキスト生成にとどまらず、特許実務特有のタスクに特化した機能を提供している点が大きな特徴である。
- **Bösherz Göbel Patent Law Firm（ドイツ）**：このドイツの特許法律事務所は、自らがサービス提供者となり、特許専門家向けの「GenAI Tool Finder」というユニークなツールを開発・公開している²¹。このツールは、利用者の経験レベル、求める機密性の度合い、ワークフローの特性に応じて、最適な AI ツールの組み合わせを提案する。提案されるツールには、ChatGPT や Claude といった汎用的なモデルに加え、EU のデータ規制に準拠したフランス製の Mistral AI や、企業の内部サーバーで運用可能な Ollama のようなローカル AI ソリューションも含まれている²¹。これは、専門家が多様な AI ツールを安全かつ効果的に使いこなすためのノウハウ自体をサービス化するという新しい動きであり、市場のニーズを的確に捉えている。
- **Robin AI（英国）**：契約ライフサイクル管理（CLM）に特化した AI プラットフォームを提供するスタートアップ⁸。ライセンス契約や共同開発契約など、知財部門が扱う多種多様な契約書を AI が自動でレビューし、リスク分析や重要条項の要約を行う。契約関連業務の効率化とリスク管理の高度化に貢献し、法務・知財部門の負担を軽減する。

これらの企業の動向を分析すると、欧州の IP テック市場が明確な方向性を持っていることがわかる。それは、汎用的な大規模言語モデルを単に IP 業務に転用するのではなく、「セキュリティ」「コンプライアンス」「専門性」という三つの重要な要素を核に据えた、特化型かつ高付加価値なソリューションへと向かう流れである。知財業務における最大の障壁が機密情報の保護であることは明白であり²、ローカル AI や EU 準拠 AI といった選択肢が提示されているのは、データが外部サーバーに送信されるリスクを回避したいという市場の強いニーズの表れに他ならない。また、欧州弁理士会（epi）が AI 利用に関する詳細なガイドラインを策定していることも⁵、専門家としての責任とコンプライアンス遵守の重要性を高めている。したがって、欧州市場で AI ツールを導入、あるいは提供しようとする企業にとって、OpenAI の ChatGPT のような米国製汎用ツール一辺倒の戦略は不十分である。GDPR への準拠、データの域内処理、そして特許実務への深い理解に基づいた専門的機能を持つツールこそが、競争優位性を確保する鍵となるだろう。

表 2: 欧州の主要な知財特化型生成 AI ツール・サービス

企業名	本社所在地	提供サービス/製品名	主要機能	特徴（セキュリティ、準拠法など）	ターゲット顧客
DeepIP	欧州（国未詳）	DeepIP Platform	特許性評価、図面生成、ドラフティング支援、AI レビュー、出願手続き支援	特許実務の全段階をカバーする統合プラットフォーム。専門家の能力を増幅させる設計思想。	企業知財部、特許事務所
Robin AI	英国	Robin AI Platform	契約書の自動レビュー、リスク分析、要約、契約ライフサイクル管理	Microsoft Word との連携。自然言語での契約書検索機能。	企業法務部、知財部、プライベートエクイティ
Bösherz Göbel	ドイツ	GenAI Tool Finder	ユーザーのニーズに応じた最適な AI ツール（汎用、ローカル、EU 準拠）の選定支援	法律事務所が開発。機密性や epi ガイドラインへの準拠を重視したツール選定が可能。	特許弁理士、企業知財担当者
Harvey	米国（欧州でも展開）	Harvey	法的文書の要約、分析、ドラフティング。	OpenAI との提携。高度な法的推論能力。	大手法律事務所、企業法務部

			EU 法など特定の法域に特化したモデルを提供。	PwC などの大手ファームが導入。	
--	--	--	-------------------------	-------------------	--

第 4 章：生成 AI が知財業務にもたらす影響：メリットとリスクの分析

生成 AI の導入は、知財業務に革命的な効率化をもたらす一方で、看過できないリスクも内包している。企業がこの技術を最大限に活用するためには、光と影の両側面を深く理解し、適切な管理体制を構築することが不可欠である。

4.1 メリット：効率化を超えた価値創出

生成 AI がもたらす恩恵は、単なるコスト削減や時間短縮に留まらない。

- **研究開発の加速:** AI は、人間が一生かかっても読み切れないほどの膨大な学術論文や特許データを瞬時に分析し、異なる技術分野間の隠れた関連性を見出し、新たな研究の方向性や有望な技術シーズを提案することができる。特に、新薬候補となる分子構造の探索や、特定の特性を持つ新材料の開発といった分野では、AI によるシミュレーションと提案が研究開発のサイクルを劇的に加速させることが期待されている⁷。
- **出願プロセスの効率化とコスト削減:** 特許明細書のドラフティングや先行技術調査といった、従来は多大な専門家の時間を要した作業を AI が支援することで、弁理士費用や社内の人件費を大幅に圧縮できる²。これにより、潤沢な資金を持たない中小企業やスタートアップにとっても、自社の革新的なアイデアを知的財産として保護するためのハードルが大きく下がる。
- **知財戦略策定の高度化:** 競合他社の特許出願動向、技術開発のトレンド、市場のニーズなどを AI がリアルタイムで分析し、その結果を可視化することで、より客観的でデータに基づいた（データドリブンな）知財ポートフォリオ戦略の立案が可能になる¹。これにより、企業は自社の強みを最大化し、リスクを最小化する戦略的な意思決定を行えるようになる。

- **一貫性と品質の向上:** 定型的な文書作成において、AI は事前に定義されたテンプレートや用語集に忠実に従うため、文書全体で用語の統一性を保ち、記載漏れや形式的な誤りを防ぐことに貢献する²。これにより、ヒューマンエラーが削減され、提出書類の品質が安定・向上する。

4.2 課題とリスク：技術的・倫理的・法的な三重の壁

輝かしいメリットの裏側には、慎重に対処すべき深刻なリスクが存在する。

- **機密情報の漏洩リスク:** これは知財分野における最大かつ最も深刻な懸念事項である。クラウドベースで提供される多くの汎用生成 AI ツールは、ユーザーが入力した情報をサービス向上のために利用する規約となっている場合がある。企業の未公開の発明内容、事業戦略、顧客情報といった機密情報をこれらのツールに入力した場合、そのデータが AI モデルのさらなる学習に利用されたり、サイバー攻撃などによって外部に漏洩したりするリスクがある²。一度漏洩すれば、発明の新規性が失われ、特許取得が不可能になるなど、取り返しのつかない損害につながる可能性がある。
- **正確性と信頼性の問題（ハルシネーション）:** 生成 AI は、時に事実に基づかない情報や、もっともらしい虚偽の情報を、あたかも真実であるかのように生成することがある。この現象は「ハルシネーション（幻覚）」と呼ばれている¹。知財業務において、AI が実在しない先行技術文献を引用したり、技術的な内容を誤って解釈したり、法的な要件を無視したクレームを作成したりする可能性はゼロではない。AI の生成物を鵜呑みにすることは極めて危険であり、人間の専門家による徹底的なファクトチェックと検証が不可欠である。
- **専門家の判断の代替可能性とスキル低下:** AI がドラフティングや調査といった基本的なタスクをこなすようになると、若手の弁理士や知財担当者が実務を通じてスキルを習得する機会が減少する恐れがある²。AI は「何を」書くかは提案できても、「なぜ」その表現が戦略的に最適なのか、という背景にある法的・技術的・商業的な判断までは代替できない。AI への過度な依存は、長期的には組織全体の専門性の低下を招きかねない。
- **バイアスの伝播:** AI は、学習に用いたデータセットに内在するバイアスを学習し、増幅させてしまう傾向がある。例えば、学習データが特定の技術分野や特定の国の特許文献に偏っている場合、AI の分析結果や提案もその方向に偏ってしまう可能性がある²⁴。これにより、多様な視点やニッチな技術分野が見過ごされるリスクが生じる。
- **著作権侵害のリスク:** AI モデルの学習データに、著作権で保護された画像や文章などが許諾なく大量に使用されている場合、その AI モデル自体が著作権を侵害していると見なされる可能性がある。そのような AI ツールを業務で利用した企業も、意図せず著作権侵害の当事者となり、法的な責任を問われるリスクがある⁶。この問題は現在、世界中で多くの訴訟の争点となっている。

生成 AI の導入は、単なるツール選定という技術的な問題ではなく、企業経営そのものに関わる戦略的な課題である。それは、「人と AI の新たな協働モデル」をいかに設計し、「リスク管理体制」をいかに構築するかという問いを企業に突きつける。メリットを最大化し、リスクを最小化するためには、技術部門、法務・知財部門、そして倫理担当部門が連携し、統合的なガバナンス体制を構築することが不可欠である。Novartis が AI 利用に関する包括的な倫理規定とリスク管理フレームワークを策定していること¹⁸や、欧州弁理士会（epi）が専門家に対してクライアントへの説明責任や生成物のチェック責任を厳格に求めていること⁵は、この課題の重要性を示唆している。企業は AI 導入の前に、①利用目的と許容範囲を定めた社内ポリシーの策定、②従業員へのリスク教育の徹底、③AI 生成物の検証プロセスの確立、④取り扱う情報の機密レベルに応じたツール（パブリッククラウド、プライベートクラウド、オンプレミス）の戦略的な使い分け、といった包括的なガバナンス体制を整備する必要がある。

第 5 章：生成 AI と知的財産権に関する法的論点（米国中心）

生成 AI と知的財産権を巡る法的な議論は世界中で活発化しているが、特に多くの大手 AI 企業が拠点を置く米国では、訴訟を通じて新たなルールが形成される「判例法主導のフロンティア」となっている。この動向は、グローバルに事業を展開する企業にとって極めて重要である。

5.1 AI 生成物の著作権性：人間中心主義の原則

米国著作権局（U.S. Copyright Office）は、生成 AI によって生み出された著作物の保護に関して、一貫して「人間中心主義」の原則を堅持している。その核心は、「人間の著作者（human author）」による創造的な寄与が存在しない限り、著作権保護の対象にはならないという考え方である²⁶。

2025 年 1 月に公表されたレポートの Part2 において、著作権局はこの方針を改めて明確にした。AI はあくまで人間が使用する高度な「ツール」であり、著作権が発生するのは、人間が AI というツールを用いて、プロンプトの工夫や生成物の選択・配置・修正などを通じて、最終的なアウトプットに十分な創造的表現（sufficient expressive elements）を付け加えた場合に限られる²⁷。AI が完全に自律的に生成した部分については、著作権は認められない。このアプローチは、AI 支援による創作活動そのものを否定するものではなく、著作権法の根幹にある「人

間による創造性」という価値を、新たなテクノロジーの時代においても維持しようとする意図の表れである。

5.2 AI 生成物の発明者適格：DABUS 事件の示唆

特許の分野においても、同様の人間中心主義が見られる。物理学者スティーブン・ターラー博士が開発した AI システム「DABUS」を「発明者」として記載した特許出願は、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、英国知的財産庁など、世界の主要な特許庁によって退けられた²⁶。

これらの判断の根底にあるのは、現行の特許法が「発明者」を権利の主体となりうる「自然人（natural person）」と想定しているという解釈である。AI システムには法人格がなく、法的な権利や義務の主体となることができないため、発明者とは認められない²⁹。この一連の判断は、現行法下では、たとえ AI が発明の創出に大きく貢献したとしても、最終的な発明者としては人間を指名する必要があることを明確にした。

5.3 主要な訴訟動向：フェアユースの境界線を探る

現在、米国の裁判所では、生成 AI を巡る数多くの知的財産権訴訟が進行中であり、その判決は今後の AI 開発と利用のあり方を大きく左右することになる。

- **学習データと著作権侵害:** The New York Times 社が Microsoft 社と OpenAI 社を提訴した事件³¹や、多くの作家、アーティスト、プログラマーが起こしている集団訴訟³¹は、AI の学習プロセスそのものを問うものである。最大の争点は、インターネット上から収集した膨大な著作物を、権利者の許諾なく AI の学習に利用する行為が著作権侵害にあたるのか、それとも米国の著作権法で認められている「フェアユース（公正な利用）」の範囲内なのか、という点である。AI 開発者側は、学習は新たな表現物を生み出すための変容的（transformative）な利用であり、フェアユースに該当すると主張している²⁶。
- **米国著作権局の見解:** 2025 年 5 月に公表されたレポートの Part3 の草案では、AI の学習におけるフェアユースの適用は、個別の事案ごとに 4 つの要素（①利用の目的と性格、②著作物の性質、③利用された部分の量と実質性、④利用が原著作物の潜在的市場または価値に与える影響）を総合的に考慮して判断されるべきであり、画一的なルールは馴染まないとの見解が示された。特に、生成されたコンテンツが元の著作物と市場で直接競合するような場合は、フェアユースが認められにくくなる可能性が示唆されている³²。

- **Andersen v. Stability AI:** 複数のアーティストが Stability AI などを相手取って起こした集団訴訟。この事件で裁判所は、初期段階の棄却申立てに対し、AI モデル「Stable Diffusion」が原告らの著作物を利用して構築されており、エンドユーザーによる利用が著作権侵害を引き起こすように意図的に設計されている、という原告の主張を妥当なものとして審理を進めることを認めた³³。これは、AI モデルそのものが侵害を誘発する「道具」となりうるという考え方を示唆するものであり、注目すべき判断である。
- **Getty Images v. Stability AI (英国での訴訟):** 写真提供大手 Getty Images 社が Stability AI 社を英国で提訴した事件。当初の主要な争点であった、AI モデルの学習行為そのものが著作権侵害にあたるという主張は、侵害行為が英国内で行われたことの立証が困難であったため、最終的に取り下げられた³⁵。現在の主な争点は、学習済みの AI モデルを英国内のユーザーがダウンロードできるようにすることが、著作権法上の「侵害複製物の輸入」にあたるか、また、AI が生成した画像に Getty 社のウォーターマーク（透かし）が再現されることが商標権侵害や詐称通用（passing off）にあたるか、といった二次的な論点に移っている³⁶。

米国の法的な状況は、立法府によるトップダウンの包括的なルール作りではなく、個別の訴訟を通じて裁判所が判断を積み重ねることで、AI と知的財産権の新たな関係性がボトムアップで形成されていく「判例法主導のフロンティア」と言える。米国著作権局も、既存のフェアユースの枠組みで対応可能という姿勢を維持しており²⁷、当面はこの状況が続くと見られる。この法的な不確実性は、AI 開発者にとってはフェアユースが認められれば無許諾でのデータ利用を継続できるという機会を、コンテンツ権利者にとっては侵害が認められれば巨額の賠償金や新たなライセンス市場を創出できる機会をもたらす。同時に、双方にとって敗訴という大きなリスクをはらんでいる。したがって、企業は米国の訴訟動向を常に注視し、自社の AI 利用、特に学習データの選定と利用方法が、フェアユースの 4 要素に照らしてどのようなリスクを伴うかを継続的に評価する必要がある。特に、自社の製品やサービスと競合するコンテンツを生成する AI の利用は、リスクが高いと認識すべきである。

第 6 章：欧州規制当局の動向とガイドライン

米国が判例法主導で AI と知財のルールを形成しているのとは対照的に、欧州は包括的な法規制と既存の法的枠組みを組み合わせることで、イノベーションの促進と個人の権利・知的財産権の保護とのバランスを取ろうとする「規制主導のアプローチ」を明確に打ち出している。このアプローチは、欧州で事業を展開する企業にとって、法的予見可能性を高める一方で、厳格なコンプライアンス義務を課すものである。

6.1 欧州特許庁（EPO）：一貫した人間中心主義

欧州特許庁（EPO）は、AI 関連発明の審査において、長年の実務で確立された安定的な枠組みを維持している。

- **既存の枠組みの適用:** EPO は、AI 関連発明を「コンピュータ実装発明（Computer - Implemented Inventions, CII）」の一分野として捉え、既存の審査基準を適用している³⁰。発明が特許として認められるためには、単なる抽象的な数学的方法やアルゴリズムに留まらず、特定の技術分野（例：医療画像の解析、産業プロセスの制御、通信ネットワークの最適化など）に応用され、具体的な「技術的課題を解決」し、「技術的効果」をもたらす必要がある²⁹。
- **発明者適格の厳格な解釈:** DABUS 事件に関する EPO 審判部の決定以降、EPO は「発明者は自然人（a human being）でなければならない」という原則を堅持している²⁹。AI はあくまで発明者が使用する高度なツールであり、発明の主体にはなり得ないという立場である。これは、欧州特許条約（EPC）が発明者に帰属する様々な権利（氏名表示権など）を定めており、それらの権利を享受するためには法人格を持つ人間であることが前提となる、という解釈に基づいている³⁰。
- **開示要件の明確化:** 2025 年 4 月 1 日に施行される改正審査ガイドラインでは、AI 関連発明に求められる開示要件がより具体的に示された。出願人は、その発明の技術的効果が、使用した機械学習の数学的手法や学習データセットの特性に依存する場合、当業者（その技術分野の専門家）がその技術的効果を再現できる程度に、これらの手法や特性を明細書に詳細に記載することが求められる³⁹。ただし、学習に用いたデータセットそのものを開示することまでは、通常は要求されない³⁹。

6.2 EU AI 法と著作権指令：透明性と権利者保護の枠組み

欧州連合（EU）は、AI 技術全般を対象とする包括的な規制と、著作権分野に特化した指令を組み合わせることで、多層的な規制の枠組みを構築している。

- **EU AI 法 (Regulation (EU) 2024/1689):** 2024 年 8 月に施行されたこの画期的な法律は、生成 AI モデルの提供者に対して、世界で最も厳しいレベルの透明性義務を課している⁴⁰。主な義務は、①AI によって生成または操作されたコンテンツであることを、利用者が容易に認識できるよう、機械可読な形式で明示（ラベリング）すること、②モデルの学習に使用した著作権保護コンテンツの「十分に詳細な要約」を公開すること、の二点である²⁵。これらの規定は、偽情報の拡散を防ぐとともに、著作権者が自らの作品が AI の学習に利用されたかどうかを追跡し、権利を主張することを可能にするための重要な基盤とな

る。

- **デジタル単一市場における著作権指令 (CDSMD):** この指令は、テキスト・データ・マイニング (TDM) に関する例外規定を定めている。科学的研究目的以外の商業目的の TDM については、著作権者が事前に、ウェブサイトのメタデータなどで機械が読み取れる形式を用いて、TDM 目的での利用を明確に留保 (オプトアウト) していない限り、原則として適法と見なされる⁴⁰。この「オプトアウト」の仕組みは、権利者が自身のコンテンツの利用をコントロールするための重要な手段となっている。
- **EUIPO (欧州連合知的財産庁) の役割:** 法規制を実務レベルで機能させるため、EUIPO は積極的な役割を担っている。EUIPO が公表した詳細な調査報告書では、権利者がオプトアウトの意思表示を行うための様々な技術的手段 (例: ウェブサイトのクローリングを制御する Robots Exclusion Protocol、TDM 専用の TDM Reservation Protocol など) や、AI によって生成されたコンテンツを検出・識別するための技術 (電子透かし、フィンガープリンティングなど) について、詳細な分析が行われている⁴¹。これは、法規制の理念を、具体的な技術的ソリューションによって支えようとする欧州のアプローチを象徴している。

6.3 新たなライセンスモデルの形成

欧州の規制アプローチは、結果として AI 開発者とコンテンツ権利者との間に新たな市場力学を生み出している。著作権指令が権利者にオプトアウトの権利を与え、AI 法が学習データの透明性を義務付けたことにより、AI 開発者が高品質で合法的な学習データを確保するためには、権利者から直接ライセンスを取得する必要性が高まっている⁴⁰。ドイツのメディア大手 Axel Springer 社が、同社のニュースコンテンツを OpenAI の学習データとして提供するグローバルなパートナーシップ契約を締結したことは、この新しいライセンス市場の形成を象徴する事例である⁴⁴。

さらに、欧州議会の法律問題委員会 (JURI) に提出された専門家の報告書では、現状の TDM 例外規定は、生成 AI の巨大なスケールと商業的な性質に十分対応できていないと指摘されている⁴⁵。そして、クリエイターへの公正な報酬を保証するための新たな仕組みとして、「法廷報酬制度」の導入が提言されている。これは、AI の利用から得られる収益の一部を原資として、集中管理団体を通じて権利者に分配する、集団ライセンスや AI アウトプットへの課徴金といった制度を想定するものである⁴⁵。

欧州の規制動向を総合的に分析すると、そこには一貫した哲学が見て取れる。それは、「ルールの中でイノベーションを進める」という秩序だったアプローチである。EPO は既存の枠組みを適用することで法的安定性を提供し、EU は AI 法と著作権指令によって透明性と権利保護という明確なガードレールを設けた。この結果、企業はイノベーションの自由を追求する一方で、その活動が社会や権利者に与える影響について説明責任を負うことになる。これは、訴訟

を通じて事後的にルールが形成される米国のアプローチとは根本的に異なる。したがって、欧州で事業を展開する企業は、AI の開発・導入の初期段階からコンプライアンス体制を設計に組み込むことが必須となる。具体的には、①学習データの出所と権利処理に関する詳細な記録管理、②AI 生成コンテンツのラベリング義務への対応、③EPO の厳格な開示要件を満たす特許明細書の作成、といった実務的な対応が、事業継続のための前提条件となる。

表 3: 米国と欧州における AI と知財権に関する法的・規制的スタンスの比較

法的論点	米国のアプローチ	欧州のアプローチ	企業への戦略的インプリケーション
AI 生成発明の「発明者」	判例法（DABUS 事件）により「自然人」に限定。USPTO がこの立場を維持。	成文法（EPC）および判例法（DABUS 事件）により「自然人」に限定。EPO が厳格に適用。	グローバルで発明者は人間とする方針で統一。AI の貢献度は発明者への指示・監督として記録。
AI 生成創作物の「著作者」	著作権局のガイダンスにより「人間の創造的寄与」が必須とされ、AI 単独生成物は保護対象外。	EU 法（判例・指令）においても「人間による創作」が原則。AI 単独生成物は保護対象外。	AI 生成物をそのまま利用せず、人間による十分な編集・加工を加え、そのプロセスを記録・管理する必要がある。
AI 学習データの利用（著作権）	「フェアユース」の成否が最大の争点。訴訟を通じてケースバイケースで判断（判例法主導）。法的予見可能性が低い。	著作権指令（CDSMD）の TDM 例外が適用。権利者による「オプトアウト」が可能。ライセンス市場が形成されつつある。	米国市場向けにはフェアユースのリスク評価が必須。欧州市場ではオプトアウトの有無を確認し、ライセンス取得を基本戦略とする。
AI システムへの規制	セクター別の規制が中心。包括的な連邦法は未整備。学習データの開示義務を課	「EU AI 法」により、リスクベースの包括的な事前規制を導入。生成 AI には	欧州で事業を行う場合、EU AI 法のコンプライアンス体制構築が最優先課題。製

	す法案が議会で審議中。	厳格な透明性義務（学習データの要約公開など）を課す。	品設計段階から透明性確保の仕組みを組み込む必要がある。
--	-------------	----------------------------	-----------------------------

第 7 章：今後のトレンドと将来展望

生成 AI 技術の急速な進化と、それに追随しようとする法整備の動きは、知的財産の世界に構造的な変化をもたらし続けるだろう。法律事務所やコンサルティングファームの分析、そして技術の進化予測から、今後のトレンドと企業が取べき戦略を展望する。

7.1 法務・コンサルティング業界の分析から見る近未来

専門家の間では、今後の知財実務において以下の三つのトレンドが加速するという見方が支配的である。

- **ハイブリッドモデルの常態化:** 生成 AI が人間の専門家を完全に代替する未来は、当面の間は考えにくい。むしろ、人間が AI を高度なアシスタントとして駆使し、定型業務や情報収集を AI に任せることで、より高度な戦略的判断、クライアントとの深い対話、創造的な問題解決に集中するという「ハイブリッドな働き方」が標準となる²。弁理士や弁護士
の役割は、情報の生成者から、AI が生成した情報の正当性を検証し、戦略的な文脈に位置づける「キュレーター」や「ストラテジスト」へとシフトしていく。
- **ライセンス市場の拡大と複雑化:** 欧州の規制動向に後押しされ、AI の学習データとしてのコンテンツ利用に関するライセンス供与は、メディア、学術出版、画像提供サービスなど、多くの業界にとって新たな収益源として確立されるだろう⁴⁰。一方で、そのライセンス契約の内容はより複雑化する。利用範囲の限定（特定の AI モデルのみ、特定の目的のみ）、ロイヤリティの算定方法（利用量ベースか、AI の収益に対するパーセンテージか）、AI が生成したアウトプットの所有権の帰属など、交渉すべき項目は多岐にわたる²⁵。高度な契約交渉能力を持つ専門家の重要性が増すことになる。
- **「説明可能性（Explainability）」の重要性の高まり:** AI が業務に深く浸透するにつれて、規制当局や裁判所、そしてクライアントは、AI がなぜその結論に至ったのかについて、より高いレベルの「説明可能性」を求めるようになるだろう。例えば、「なぜこの先行技術が最も関連性が高いと判断したのか」「なぜこの契約条項をリスクが高いと判定したのか」といった判断プロセスの透明性が問われる。内部の仕組みが不透明なブラックボ

ックス型の AI は、その判断の正当性を証明することが難しく、法的な場面での信頼性が低くなる可能性がある。結果として、判断根拠を提示できる、透明性の高い AI モデルがビジネスの世界で評価されるようになる。

7.2 技術進化と法整備の相互作用が描く未来図

技術と法は、互いに影響を与えながら進化していく。

- **技術進化の方向性:** 現在の生成 AI は、主にテキストや画像の生成に用いられているが、今後はより複雑なワークフローを自律的に計画・実行する「エージェント AI」へと進化していくと予測されている³。知財分野においては、発明のアイデアを着想し、先行技術を調査し、特許明細書のドラフトを作成し、さらには特許庁からの拒絶理由通知に対する応答案までを半自律的にこなす AI システムが登場するかもしれない。また、RAG (Retrieval-Augmented Generation) のように、リアルタイムで外部の最新情報を取り込みながら回答を生成する技術⁴⁰ は、常に最新の判例や審査基準を反映した法的分析を可能にする一方で、その情報源の著作権処理という新たな法的課題を生む。
- **法整備の方向性:** 欧州議会への報告書が提言するように⁴⁵、AI の普及によって不利益を被る可能性のあるクリエイターや発明家への公正な報酬を確保するため、新たな制度が導入される可能性がある。例えば、特定の AI サービスの利用料の一部を徴収し、学習データの権利者に分配する仕組みなどが考えられる。また、AI 支援によって生み出された発明や創作物について、どの程度の「人間の貢献」があれば権利が認められるのか、その具体的な基準が法律やガイドラインでより詳細に定義されていくことになるだろう。

この技術と法の相互作用は、今後も継続的なサイクルを生み出す。新たな AI 技術が登場すると、それが既存の知的財産法の想定を超えた課題を突きつけ、その結果として法改正や新たな判例が生まれ、その新たな法的枠組みの中で次の技術革新が起こる、というダイナミックなプロセスが続いていく。

7.3 欧州企業が取べき戦略的示唆と日本企業への提言

このような不確実で急速に変化する環境において、企業が競争力を維持・強化するためには、リスクを管理する「守りの戦略」と、機会を捉えて価値を創造する「攻めの戦略」を両輪で推進することが不可欠である。

- **守りの戦略（リスク管理）：**

1. **AI ガバナンスの確立:** 全社横断的な AI 利用ポリシーを策定し、従業員が遵守すべきルールを明確にする。特に、機密情報や個人情報の取り扱いについては、入力してはならない情報の種類や、利用を許可するツールの範囲を厳格に定める必要がある。
 2. **コンプライアンス体制の構築:** EU AI 法をはじめとする各国の規制動向を継続的に監視し、法務・知財部門が迅速に対応できる体制を整える。特に、学習データの透明性確保や生成コンテンツのラベリングといった義務への対応は、早期に着手すべきである。
 3. **ツールの戦略的選定:** 取り扱う情報の機密レベルに応じて、利用する AI ツールを戦略的に使い分ける。一般的な情報収集にはパブリックなクラウド AI を、未公開の発明情報など最高レベルの機密情報を扱う際には、セキュリティが保証された専門ツールや、自社のサーバー内で完結するオンプレミス型の AI ソリューションの導入を検討する。
- **攻めの戦略（価値創造）:**
 1. **「AI Co-Creation」プロセスの導入:** 知財部門と R&D 部門の壁を取り払い、AI を新たな発明やデザインを創出するためのツールとして積極的に活用するプロセスを構築する。AI が提示した意外な組み合わせやアイデアを、人間の専門家が評価・発展させることで、イノベーションの確率を高める。
 2. **データ資産の価値評価:** 自社が長年にわたって蓄積してきた技術文書、実験データ、設計図、顧客からのフィードバックといったデータを、単なる記録としてではなく、AI を訓練するための貴重な「学習データ資産」として再評価する。これらの独自データでファインチューニングされた AI は、他社にはない独自の能力を持つ競争優位の源泉となりうる。
 3. **オープンイノベーションの活用:** Novartis の事例が示すように¹²、すべての技術を自社で開発することに固執せず、最先端の技術を持つ外部の AI スタートアップとの提携や M&A を積極的に検討する。これにより、開発スピードを加速させ、新たな視点を取り入れることができる。
 - **日本企業への提言:** グローバル市場で競争する日本企業にとって、欧州の「規制主導」アプローチと米国の「判例主導」アプローチという、二つの異なるゲームのルールを深く理解することが不可欠である。それぞれの市場の法的・倫理的要請に応えつつ、グローバルで整合性の取れた AI-IP 戦略を構築する必要がある。特に、消費者保護や人権を重視する欧州の規制アプローチは、今後、他の地域にも影響を与え、事実上のグローバルスタンダードとなる可能性がある。そのため、EU AI 法が定める透明性や説明責任といった要件に早期に対応することは、欧州市場でのビジネス継続だけでなく、将来のグローバルな競争力確保の観点からも極めて重要であると言える。

引用文献

1. GENERATIVE AI: EUROPE'S QUEST FOR REGULATION AND INDUSTRY LEADERSHIP EIT Digital, 10月 19, 2025 にアクセス、
https://www.eitdigital.eu/fileadmin/2024/ecosystem/downloads/EIT_

[Digital AiNed Generative-AI-Report-web.pdf](#)

2. The Practical Risks and Benefits of Using Generative AI for Patent ..., 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://hse.law.com/news-and-information/in-the-news/the-practical-risks-and-benefits-of-using-generative-ai-for-patent-drafting/>
3. DeepIP Named to Headline's AI Europe 100 as Leading Legal Tech Startup, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.deepip.ai/blog/ai-europe-100-deepip>
4. GenAI for engineers - Siemens Global, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.siemens.com/global/en/company/stories/digital-transformation/ifm.html>
5. The Future of Patent Law Practice: Integrating Generative AI - NLO, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.nlo.eu/en/news/future-patent-law-practice-integrating-generative-ai>
6. Generative AI: Navigating Intellectual Property - WIPO, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.wipo.int/documents/d/frontier-technologies/docs-en-pdf-generative-ai-factsheet.pdf>
7. Benefits and Legal Risks of Embracing Generative AI Applications - Mintz, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.mintz.com/insights-center/viewpoints/2911/2023-04-05-benefits-and-legal-risks-embracing-generative-ai>
8. The Top Legal AI Companies to Know in 2025 - Brightflag, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://brightflag.com/resources/top-legal-ai-companies/>
9. Patent Landscape Report - Generative Artificial Intelligence (GenAI), 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-genai/en/index.html>
10. Patent Landscape Report: Generative Artificial Intelligence. - WIPO, 10 月 19, 2025 にアクセス、https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-genai/assets/62504/Generative%20AI%20-%20PLR%20EN_WEB2.pdf
11. Novartis' commitment to the ethical and responsible use of Artificial Intelligence (AI) Systems., 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.novartis.com/sites/novartis.com/files/novartis-responsible-use-of-ai-systems.pdf>
12. Generate:Biomedicines Announces Multi-Target Collaboration with Novartis to Discover and Develop Protein Therapeutics with Generative AI| Technology Transfer Office, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://tto.dartmouth.edu/news/2024/09/generatebiomedicines-announces-multi-target-collaboration-novartis-discover-and>
13. US10387765B2 - Image correction using a deep generative machine-learning model- Google Patents, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://patents.google.com/patent/US10387765B2/en>
14. Patents Assigned to Siemens Industry Software NV, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://patents.justia.com/assignee/siemens-industry-software-nv>

15. More than 1500 AI patents in five years - Bosch Media Service, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.bosch-presse.de/pressportal/de/en/more-than-1500-ai-patents-in-five-years-273544.html>
16. Bosch uses software and AI to make its products smarter and make people's lives safer, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://us.bosch-press.com/pressportal/us/en/press-release-26240.html>
17. Sponsors talk AI: Novartis' take on the evolving role of AI in clinical trials | Medable, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.medable.com/knowledge-center/blog-sponsors-talk-ai-novartis-take-on-the-evolving-role-of-ai-in-clinical-trials>
18. Our commitment to ethical and responsible use of Artificial Intelligence (AI) - Novartis, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.novartis.com/esg/ethics-risk-and-compliance/compliance/our-commitment-ethical-and-responsible-use-artificial-intelligence-ai>
19. Now decides next. Is Europe ready for generative AI? - Deloitte, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.deloitte.com/us/en/insights/topics/emerging-technologies/generative-ai-in-europe.html>
20. Generative AI in the European Startup Landscape 2024 - AI Sweden, 10 月 19, 2025 にアクセス、https://www.aise/sites/default/files/2024-02/study_generative_ai_in_the_european_startup_landscape_2024.pdf
21. GenAI Tool Finder for Patent Professionals | AI Patent Tools Assessment, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://boesherzgoebel.de/genai-tool-finder/>
22. EPO Guidelines for Examination 2025 - Solve Intelligence, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.solveintelligence.com/blog/post/epo-guidelines-2025>
23. epi Guidelines: Use of Generative AI in the Work of Patent Attorneys Introduction, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://patentepi.org/en/epi/library/main/538e242d-flbe-46bd-bb34-b948e1544d69/file>
24. Generative AI: Powering Infinite Creation | Bosch Global Software Technologies PVT LTD, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.bosch-softwaretechnologies.com/en/explore-and-experience/generative-ai-powering-infinite-creation/>
25. Generative AI and Intellectual Property Rights in the EU context - Logan & Partners, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://loganpartners.com/generative-ai-and-intellectual-property-rights-in-the-eu-context/>
26. Generative AI: Navigating intellectual property | Nixon Peabody LLP, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.nixonpeabody.com/insights/articles/2025/09/17/generative-ai-navigating-intellectual-property>
27. Copyright Office Releases Part 2 of Artificial Intelligence Report, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html>
28. Inside the Copyright Office's Report, Copyright and Artificial Intelligence, Part 2:

- Copyrightability - Library of Congress Blogs, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://blogs.loc.gov/copyright/2025/02/inside-the-copyright-offices-report-copyright-and-artificial-intelligence-part-2-copyrightability/>
29. AI inventions in focus: How the European Patent Office deals with generative AI, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.cb-patent.com/en/ai-inventions-in-focus-how-the-european-patent-office-deals-with-generative-ai/>
 30. Artificial intelligence | epo.org, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/ict/artificial-intelligence>
 31. Generative AI – IP cases and policy tracker | Mishcon de Reya, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.mishcon.com/generative-ai-intellectual-property-cases-and-policy-tracker>
 32. U.S. Copyright Office Issues Guidance on Generative AI Training | Insights | Jones Day, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.jonesday.com/en/insights/2025/05/us-copyright-office-issues-guidance-on-generative-ai-training>
 33. Top Takeaways from Order in the Andersen v. Stability AI Copyright Case, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://copyrightalliance.org/andersen-v-stability-ai-copyright-case/>
 34. Andersen v. Stability AI Ltd. | Loeb & Loeb LLP, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.loeb.com/en/insights/publications/2024/08/andersen-v-stability>
 35. Getty Images v Stability AI: What now for AI and IP? - Moore Barlow LLP, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.moorebarlow.com/blog/getty-images-v-stability-ai-what-now-for-ai-and-ip/>
 36. Getty Images v Stability AI: a landmark trial for generative AI in UK? - Osborne Clarke, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.osborneclarke.com/insights/getty-images-v-stability-ai-landmark-trial-generative-ai-uk>
 37. Getty Images v Stability AI: where are we after the trial - copyright?, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2025/07/getty-v-stability>
 38. Updated European Patent Office Examination Guidelines for AI Inventions - Secerna LLP, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.secerna.com/insights/news/updated-european-patent-office-examination-guidelines-for-ai-inventions/>
 39. Updated EPO examination guidelines address AI, accelerated ..., 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.osborneclarke.com/insights/updated-epo-examination-guidelines-address-ai-accelerated-oppositions-and-antibody-claims>
 40. AI meets IP – generative creativity and licensing in the EU, 10 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.schoenherr.eu/content/ai-meets-ip-generative-creativity-and-licensing-in-the-eu>
 41. EUIPO study on generative AI and copyright: Technical solutions for opt-out

- declarations and transparency measures - Taylor Wessing, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2025/05/euipo-study-on-generative-ai-and-copyright>
42. EUIPO releases study on generative artificial intelligence and copyright - European Union, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.euipo.europa.eu/en/news/euipo-releases-study-on-generative-artificial-intelligence-and-copyright>
43. Development of Generative Artificial Intelligence from a Copyright Perspective - EUIPO, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.euipo.europa.eu/en/publications/genai-from-a-copyright-perspective-2025>
44. Artificial intelligence | Freshfields, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.freshfields.com/en/capabilities/practices/artificial-intelligence>
45. 'Blistering' EU report calls for copyright reform to combat large-scale AI data training, 10 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.globallegalpost.com/news/blistering-eu-report-calls-for-copyright-reform-to-combat-large-scale-ai-data-training-1289113154>
46. Generative AI and Copyright - Training, Creation, Regulation | Think ..., 10 月 19, 2025 にアクセス、
[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/IUST_STU\(2025\)774095](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/IUST_STU(2025)774095)